

熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金交付要綱

制定 令和3年4月27日 熊本市長決裁
改正 令和3年7月26日 住宅政策課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が住む住宅のバリアフリー化を促進することで家庭内事故を防止し、高齢者の居住の安定を図るため、高齢者に対し熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金（以下「補助金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 補助金の交付を受けようとする者をいう。
- (2) 住宅 自己の居住の用に供する一戸建ての住宅、または長屋建て住宅の一住戸、共同住宅の一住戸のいずれか（店舗等の用途を兼ねる住宅（以下「併用住宅」という。）を含む。）であり、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室、玄関を有するものをいう。
- (3) 休日 熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条に規定する市の休日をいう。
- (4) 権利承継者 申請者が死亡した場合において、相続により、この要綱に基づき申請者が保有している権利及び義務を承継することとなる者をいう。ただし、相続人が複数いる場合には、相続人を代表して当該権利及び義務を承継する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 熊本市に住所を有し、補助対象住宅に居住していること。
- (2) 世帯の全員が満65歳以上であること。
- (3) 世帯の全員が介護保険法（平成9年法律第123号）による要支援又は要介護認定を受けていないこと。
- (4) 世帯の年収が別表1に定める年収であること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 世帯の全員が熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しない者であること。
- (7) その他市長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、熊本市に既存する住宅とし、持家・借家を問わない。ただし、共同住宅の場合は、共用部分は対象外とする。また、併用住宅の場合は居住の用に供する部分のみを対象とする。

2 補助対象住宅が借家の場合は、所有者が補助事業を承諾していることを条件とする。

(補助事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が行うバリアフリー化改修工事であって、別表2に定めるとおりとする。

2 補助事業は、申請者の身体機能に適合した工事であることとする。

3 補助事業は、次の各号の全てに該当する施工業者が請け負う工事であることとする。

- (1) 熊本市内に本社、支店、営業所などを有する企業
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者に該当する企業者

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とし、1世帯につき18万円を上限とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に、次の各号に掲げる世帯の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 市民税非課税世帯は3分の2
- (2) 前号以外の世帯は3分の1

2 補助金の額は、世帯の区分が前項第1号に該当する場合は、1世帯につき12万円を上限とし、前項第2号に該当する場合は、1世帯につき6万円を上限とする。

(交付申請)

第8条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に以下に定める書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならないこととする。ただし、第3号に定める書類を提出する場合、第4号から第6号に定める書類は省略することができる。

- (1) 工事見積書を複写したもの（工事箇所ごとの仕様、数量、工事費が分かるもの）
- (2) 工事予定箇所の写真（予定工事内容を把握したもの、工事内容を記載したもの）
- (3) 住民基本台帳及び税務情報の閲覧に関する同意書（別紙1）
- (4) 世帯員全員の住民票の写し
- (5) 世帯員全員の介護保険証を複写したもの
- (6) 世帯員全員の収入が分かる書類（所得・課税証明書等）
- (7) 市税の滞納がないことの証明書
- (8) 委任状（申請事務を委任させる場合）（別紙2）
- (9) 賃貸借契約書を複写したもの（借家の場合）
- (10) 住宅改修に係る承諾書（借家の場合）（様式第2号）
- (11) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができる。

3 申請者は、1世帯につき補助金の額の上限に至るまで、複数回の申請を行うことができる。

(交付決定等)

第9条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付を予算の範囲内で決定し、補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定は、交付申請書を先着順に審査して行うものとする。ただし、同日に到達した交付申込書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申請のうちから、抽選により交付決定する。

(契約締結並びに補助事業の着手)

第10条 申請者は、前条の規定による通知を受けた後、補助事業に関する契約を締結し、補助事業に着手するものとする。

(変更申請)

第11条 申請者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、補助金交付変更承認申請書（様式第4号）に以下に定める書類を添えて、変更契約を締結する前に市長に提出するとともに、その承認を得なければならないこととする。

- (1) 変更の内容がわかる書類
- (2) 変更後の工事見積書を複写したもの（補助金額の変更を行う場合）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を補助金交付決定変更承認（不承認）通知書（様式第5号）により申請者に通知することとする。この場合において、承認にあたり必要と認めるときは、必要な条件を付することができることとする。

(補助事業の中止または廃止)

第12条 申請者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに補助事業中止(廃止)届(様式第6号)により市長に届け出なければならないこととする。

2 前項の規定による届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができることとする。

(補助事業の遂行)

第13条 申請者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付された条件に従い、適切に補助事業を遂行しなければならないこととする。

(状況報告)

第14条 申請者は、補助事業の遂行状況に関し、市長の要請があったときは、速やかに市長に報告しなければならないこととする。

(完了実績報告及び補助金の請求)

第15条 申請者は、補助事業が完了したときは、補助金の交付決定を受けた年度の3月31日(休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)までに速やかに完了実績報告書兼補助金交付請求書(様式第7号)に以下に定める書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。ただし、同日までに完了実績報告及び補助金の請求を行うことができないことにつき市長が特に認めるものは、この限りでない。

(1) 工事請負契約書等を複写したもの

(2) 費用の支払いが確認できる書類(領収書を複写したもの等)

(3) 工事完了箇所の写真(第8条にもとづく交付申請時に撮影した写真と同じ角度で撮影し、工事内容を記載したもの)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項により提出する関係書類のうち、市長が特に必要がないと認めるものは、省略することができることとする。

(補助金の額の確定及び交付)

第16条 前条の規定による報告及び請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第8号)により申請者に通知することとする。

2 前項による通知の後、速やかに補助金を交付することとする。

(交付決定の取消し)

第17条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができることとする。前条の規定による額の確定を行った後においても同様とする。

(1) 虚偽その他の不正の行為により第9条の規定による交付決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 第12条第2項又は前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により申請者に通知することとする。

(補助金の返還)

第18条 前条第2項の規定による通知の前に、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、補助金返還命令書(様式第10号)により期限を定めてその返還を命ずることができることとする。ただし、災害、病気等はやむを得ない事情があるものとして、市長が認めた場合はこの限りでない。

(補助金の経理)

第19条 申請者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならないこととする。

2 申請者は、市長が必要と認めるときは、前項の書類を提示することとする。

(完了後の報告等)

第20条 補助事業完了後において、補助の目的を達成するため必要があるときは、補助事業に係る住宅及び申請者について調査し、又は申請者に対して報告を求めることができることとする。

(代理受領)

第21条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、代理受領委任状(様式第11号)を市長に提出しなければならないこととする。

(代理受領の変更)

第22条 申請者は、代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届(様式第12号)を市長に提出しなければならないこととする。

(規定の準用)

第23条 第21条又は前条の申請があった場合、次に掲げる事項については、第15条、第18条及び第19条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「申請者」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「完了実績報告書兼補助金交付請求書」とあるのは「完了実績報告書兼代理受領補助金交付請求書(様式第13号)」と読み替える。

- (1) 補助金の請求及び交付
- (2) 補助金の返還
- (3) 補助金の経理

(申請者の死亡)

第24条 申請者が死亡した場合において、この要綱に基づく申請者の権利及び義務を引き継ごうとする相続人(以下「届出人」という。)は、権利承継届出書(第14号様式)に以下に定める書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。この場合、届出人について第3条の規定を適用する。

- (1) 申請者の出生から死亡までの戸籍一式
- (2) 相続人から同意が得られていることが分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による届出があった場合において、届出人を権利承継者として認めるときは、この要綱中「申請者」とあるのは「権利承継者」と読み替える。

(雑則)

第25条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

2 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)6月7日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年(2021年)7月26日から施行する。

(様式)

- 様式第1号 補助金交付申請書
- 様式第2号 住宅改修に係る承諾書
- 様式第3号 補助金交付(不交付)決定通知書
- 様式第4号 補助金交付変更承認申請書
- 様式第5号 補助金交付決定変更承認(不承認)通知書
- 様式第6号 補助事業中止(廃止)届
- 様式第7号 完了実績報告書兼補助金交付請求書
- 様式第8号 補助金額確定通知書
- 様式第9号 補助金交付決定取消通知書
- 様式第10号 補助金返還命令書
- 様式第11号 代理受領委任状

様式第12号 代理受領変更届

様式第13号 完了実績報告書兼代理受領補助金交付請求書

様式第14号 権利承継届出書

別表1 (第3条関係)

世帯種別	世帯の年収
高齢者単身世帯 (満65歳以上)	総所得220万円未満または 年金収入+その他総所得=340万円未満
高齢者2人以上世帯 (世帯員全員が満65歳以上)	総所得220万円未満または 年金収入+その他総所得=463万円未満

別表2 (第5条関係)

対象工事	対象工事内容
手すりの取り付け	廊下、便所、浴室、居室、階段、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒防止もしくは移動または移乗動作に必要と思われるもの
段差の解消	各室間の床段差及び玄関から道路までの通路等の段差の解消及び緩和(持ち運びが可能なものは補助対象外) (1) 敷居を低くする (2) スロープの設置(幅1mまで) (3) 浴室床等のかさ上げ (4) 浴槽の取替え(またぎ高さ、浴槽深さ、浴室床と浴槽底の高低差が軽減される場合に限る) (5) 階段の段数の増加
滑り防止及び移動の円滑化のための床又は、外構通路の材料の変更	(1) 畳敷きから板張りや、クッション性の高いシートへの変更 (2) 浴室の床の滑りにくい材料への変更 (3) 外構通路面の滑りにくい舗装材、仕上げ材への変更
引き戸等への扉の取替え	(1) 開き戸の引き戸(自動ドアの引き戸の場合、動力部については補助対象外)、折れ戸、アコーディオンドア等への取替え (2) 使いやすいドアノブへの変更や戸車設置、交換 (3) 引き戸の新設(開き戸を引き戸に交換するより費用が廉価に抑えられる場合に限る)
洋式便器等への便器の取替え	(1) 和式便器の洋式便器への取替え(暖房や洗浄機能を有する洋式便器も補助対象) (2) 既設洋式便器の取替え(座面高さを高くする場合に限る。暖房や洗浄機能を有する便座への取替えは補助対象外)
上記の改修工事に付帯して必要となる改修工事	(1) 手すりの取付けのための壁下地の補強 (2) 浴室床の段差解消に伴う給排水工事 (3) 床材変更のための下地の補修、補強及び断熱材の充填 (4) 外構通路の舗装をする際の路盤の整備 (5) 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事 (6) 便器の取替えに伴う床材の変更、給排水設備工事(水洗化、簡易水洗化に関わる部分及び電気工事は補助対象外)

補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 住所

氏名

印

電話番号

熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金の交付を受けたいので、同補助金交付要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 過年度の本補助金交付状況（※以前に、本補助金の交付を受けた方）

交付の有無	<input type="checkbox"/> 有（令和 年度）	<input type="checkbox"/> 無
-------	-----------------------------------	----------------------------

2 補助対象住宅

所有関係	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 借家（様式第2号により、所有者から住宅改修に係る承諾を得ています）
------	---

3 総工事費・完了予定日

工事見積書の合計金額（税込）	円
工事完了予定日	年 月 日

4 要支援又は要介護認定の状況

世帯全員が、介護保険法（平成9年法律第123号）による要支援又は要介護認定を受けておらず、また、認定の申請を行っていません。

5 暴力団の排除に関する誓約兼同意

世帯全員が、熊本市暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者のいずれにも該当していないこと、及び今後もこれらに該当しないこと、並びにこれに反する事実が判明した場合は本件補助金に係る交付決定の取消し及び返還請求を受けても意義を申し立てないことを誓約します。また、当該事実の確認のため、補助金交付申請書に記載の個人情報に基づき、熊本市が熊本県警察本部へ照会することについて、同意します。

6 施工業者

法人名		<input type="checkbox"/> 本店	<input type="checkbox"/> 支店または営業所
所在地	熊本市 区	（ 支店・営業所）	
電話番号		担当者名	
資本金	円	従業員の数	人
業種	<input type="checkbox"/> 建設業・その他の業種 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 ※主たる業種（一箇所）にチェックをお願いします。		
暴力団等でない旨の誓約	<input type="checkbox"/> 私は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しないことを誓約します。		

7 添付書類（第3号の書類を提出する場合、第4号～第6号の書類は省略することができる。）

書類	確認欄
(1) 工事見積書を複写したもの（工事箇所ごとの仕様、数量、工事費が分かるもの）	
(2) 工事予定箇所の写真（予定工事内容を把握したもの、工事内容を記載したもの）	
(3) 住民基本台帳及び税務情報の閲覧に関する同意書（別紙1）	
(4) 世帯員全員の住民票の写し	
(5) 世帯員全員の介護保険証を複写したもの（氏名・要介護状態区分等が分かるもの）	
(6) 世帯員全員の収入が分かる書類（所得・課税証明書等）	
(7) 市税の滞納がないことの証明書	
(8) 委任状（申請事務を委任させる場合）（別紙2）	
(9) 賃貸借契約書を複写したもの（借家の場合）	
(10) 住宅改修に係る承諾書（様式第2号）（借家の場合）	
(11) その他市長が必要と認める書類	

別紙1 (様式第1号関係)

住民基本台帳及び税務情報の閲覧に関する同意書

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住所

氏名

印

(自署の場合は押印不要)

私は、熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金の交付申請内容の審査に必要な、世帯員全員に係る住民基本台帳及び税務情報について、市が閲覧することに同意します。

同一世帯員 (自署の場合は押印不要)

氏 名

印

氏 名

印

氏 名

印

氏 名

印

氏 名

印

熊本市長 （宛）

委 任 状

私は、_____を代理者と定め、下記の事項を委任しました。

- 1 熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る2に示す申請及び報告等の内、各事業に必要な手続の一切を委任される場合は、以下の事項に○をつけてください。

	熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る2に示す申請及び報告等の手続における一切を委任
--	---

- 2 熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る申請及び報告等の手続のうち一部を委任する場合は、以下の項目の中から該当する事項に○をつけてください。

	補助金交付申請書（第8条）
	補助金交付変更承認申請書（第11条）
	補助事業中止(廃止)届（第12条）
	状況報告（第14条）
	完了実績報告書兼補助金交付請求書（第15条）
	完了後の報告等（第20条）

申請者（委任する方）

住所 熊本市 区

氏名

印

代理人（委任を受ける方）

住所

氏名（法人名）

（担当者名）

印

電話番号

住宅改修に係る承諾書

年 月 日

(申請者)

氏 名

私は、上記の者が熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る事業に基づき、私所有の下記の建物について、バリアフリー改修工事を行うことを承諾します。

記

(建物所有者)

住 所

氏 名
(法人名)

印

(建物)

住 所 熊本市 区

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金について、同補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり交付（不交付）決定をしたので通知します。

記

- 1 対象となる住宅
の所在地 熊本市 区
- 2 交付決定額
金 円
- 3 完了期限 年 月 日
- 4 交付の条件は、次のとおりとします。
 - (1) 交付申請書に記載した事項を変更しようとするとき（軽微な変更をしようとするときを除く。）は、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該工事の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業が完了したときは、速やかに市長に対し所定の完了実績報告を行うこと。
 - (5) 補助金の額の確定のために現地調査、書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
 - (6) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- 5 不交付の場合、その理由
- 6 補助の条件に違反した場合、不正行為がなされた場合その他市長が補助を不相当と認めた場合は、この決定を取り消し、又は補助決定額を減じることがあります。この場合において、既に交付された補助金があるときは、その返還を請求します。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがあります。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがあります。

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

氏 名

印

補助金交付変更承認申請書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る事業について、下記のとおり変更したいので同補助金交付要綱第11条第1項の規定により申請します。

記

1 変更する項目（下記の○印をつけている項目が該当）

補助金額	既交付決定額		金	円
	変更後の工事見積書の合計金額（税込）		金	円
完了期限	交付決定通知に付された完了期限		年	月 日
	変更後の工事完了予定日		年	月 日
施工業者	法人名		<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店または営業所 （ 支店・営業所）	
	所在地	熊本市 区		
	電話番号		担当者名	
	資本金	円	従業員の数	人
	業種	<input type="checkbox"/> 建設業・その他の業種 <input type="checkbox"/> 卸売業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 小売業 ※主たる業種（一箇所）にチェックをお願いします。		
	暴力団等でない旨の誓約	<input type="checkbox"/> 私は、熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号の規定に該当しないことを誓約します。		
その他				
変更理由				

2 添付書類

- (1) 変更の内容のわかる書類
- (2) 変更後の工事見積書を複写したもの（補助金額の変更を行う場合）
- (3) その他市長が必要と認める書類

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金交付決定変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更交付承認申請のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る事業について、同補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり承認（不承認と）したので通知します。

記

1 対象となる住宅

の所在地 熊本市 区

2 変更する項目（下記の○印をつけた項目が該当）

補助金交付変更額	既交付決定額	金 円
	変更増減額	金 円
	変更交付決定額	金 円
完了期限	交付決定通知に付された完了期限	年 月 日
	変更完了期限	年 月 日
その他		

変更完了期限

翌年度にわたる予算の繰越明許承認がなされるまでは、年 月 日を変更後の完了期限とみなし、申請のあった変更完了期限までの延長は、予算の繰越明許承認後に別途通知する。

3 交付条件

4 不承認の場合、その理由

5 熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金交付要綱を遵守してください。

6 この要綱に違反したときは、この決定の取消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

様式第6号(第12条関係)

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

氏 名

印

補助事業中止(廃止)届

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る事業について、下記のとおり中止(廃止)したいので同補助金交付要綱第12条第1項の規定により届け出ます。

記

中止(廃止)理由

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

氏 名

印

完了実績報告書兼補助金交付請求書

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金について、補助事業が完了したので、同補助金交付要綱第15条第1項の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告するとともに、補助金を請求します。

記

1 交付決定額 金 円

2 完了期限 年 月 日

3 請求金額 金 円

4 口座振込先

金融機関名			
	銀行		本店
	金庫		支店
	農協		出張所
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

5 添付書類

- (1) 工事請負契約書等を複写したもの
- (2) 補助事業に係る費用の支払いが確認できる書類 (領収書を複写したもの等)
- (3) 工事完了箇所の写真 (第8条にもとづく交付申請時に撮影した写真と同じ角度で撮影し、工事内容を記載したもの)
- (4) その他市長が必要と認める書類

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金額確定通知書

年 月 日付けで完了実績報告のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金については、同補助金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 対象となる住宅
の所在地 熊本市 区
- 2 交付確定補助金額 金 円

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 発第 号で交付決定をした熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金については、同補助金交付要綱〔第12条第2項・第17条第1項〕の規定により下記のとおり取り消したので、第17条第2項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる住宅
の所在地 熊本市 区
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付決定取消額 金 円
- 4 取消理由

申請者

氏名 様

熊本市長 印

補助金返還命令書

年 月 日付け 発第 号で取り消した熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金については、同補助金交付要綱第18条の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 対象となる住宅
の所在地 熊本市 区
- 2 返還額 金 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 返還理由

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

氏 名 印

代理受領委任状

熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金交付要綱第21条の規定により、補助金の受領を、下記の代理受領者に委任します。

記

1 代理受領者

住所

会社名

氏名 印

電話番号

2 口座振込先

金融機関名			
銀行		本店	
金庫		支店	
農協		出張所	
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

氏 名

印

代理受領変更届

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金に係る代理受領者について、下記のとおり変更したいので同補助金交付要綱第22条の規定により届け出ます。

記

1 代理受領者

変更前 住所

会社名

氏名

印

電話番号

変更後 住所

会社名

氏名

印

電話番号

2 変更理由

熊本市長 (宛)

申請者 住 所

氏 名

印

完了実績報告書兼代理受領補助金交付請求書

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金について、補助事業が完了したので、同補助金交付要綱第23条において準用する同補助金交付要綱第15条第1項の規定により、関係書類を添え下記のとおり報告するとともに、補助金を請求します。

記

1 交付決定額 金 円

2 完了期限 年 月 日

3 請求金額 金 円

4 口座振込先

金融機関名			
銀行 金庫 農協		本店 支店 出張所	
預金種別	普通・当座・その他	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

5 添付書類

- (1) 工事請負契約書等を複写したもの
- (2) 補助事業に係る費用の支払いが確認できる書類（領収書を複写したもの等）
- (3) 工事完了箇所の写真（第8条にもとづく交付申請時に撮影した写真と同じ角度で撮影し、工事内容を記載したもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

熊本市長 (宛)

権利承継者 住 所

氏 名 印

権利承継届出書

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった熊本市高齢者住宅バリアフリー化改修費補助金について、下記のとおり権利を承継したいので、同補助金交付要綱第24条の規定により届け出ます。

記

1 対象となる住宅

の所在地 熊本市 区

2 交付決定額

金 円

3 完了期限

年 月 日

4 添付書類

- (1) 申請者の出生から死亡までの戸籍一式
- (2) 相続人から同意が得られていることが分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類